

第3編 基本計画

第1章 施策・事業の展開

1 基本方針に基づく重点取組

基本方針Ⅰ 林業の競争力強化

産業構造改革による高コスト体質からの脱却と、木材流通・加工体制の基盤強化により、林業産出額を増加させ、産業としての自立を実現します。



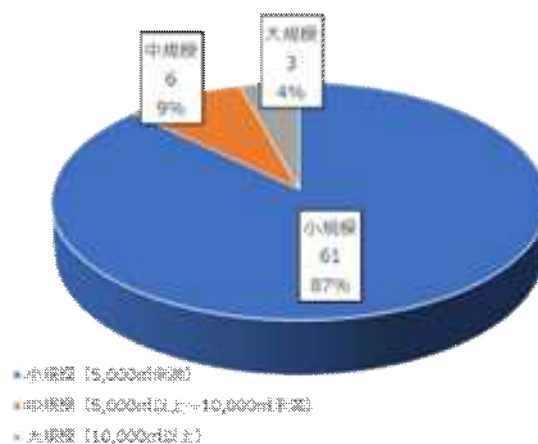
(1) 木材流通・加工の基盤強化と需要拡大（7つの施策の柱）

ア 現状と課題

《流通・加工体制の強化》

- ◇本県の製材工場は、昭和48年の580工場を境に減少に転じ、令和元年には84工場まで減少し、今後も減少が見込まれます。また、年間原木消費量が5,000m³未満の小規模工場が約9割を占めており、加工体制は脆弱です。
- ◇県産木材製材品生産量は、2014年（平成26年）から2018年（平成30年）までの5年間は13万m³から14万m³台で推移していましたが、2019年（令和元年）は11万8千m³に落ち込みました。

図3-1-1-1 県内製材工場数の原木消費量別内訳（令和元年次）



出典：林業振興課業務資料

図 3-1-1-2 県内製材工場数及び県産木材製材品生産量の推移



※製材工場数は、建築用材、土木建設用材、梱包用材、家具建具用材を生産している工場(チップ工場を除く)

出典：林業振興課業務資料

◇近年の住宅需要の大部分は集成材が占めるようになってきていますが、県内には集成材工場が無く、多くは外材製品により供給されています。

◇木材の流通については、従来、原木市場における市売りが主な取引形態でしたが、流通の合理化を推進するため、平成 30 年度から原木市場がコーディネーターとなり、生産者と製材工場が締結する安定供給協定に基づく直送販売の取組に対して支援しています。



令和元年に整備された桐生ヤード

◇平成 28 年度から平成 30 年度までスマート林業構築コンソーシアムとして、産学官が連携し、素材の生産管理や需要に応じた生産を行うため、ICT を活用した木材需給マッチングシステムの構築に取り組みました。

新たな販路・需要の創出

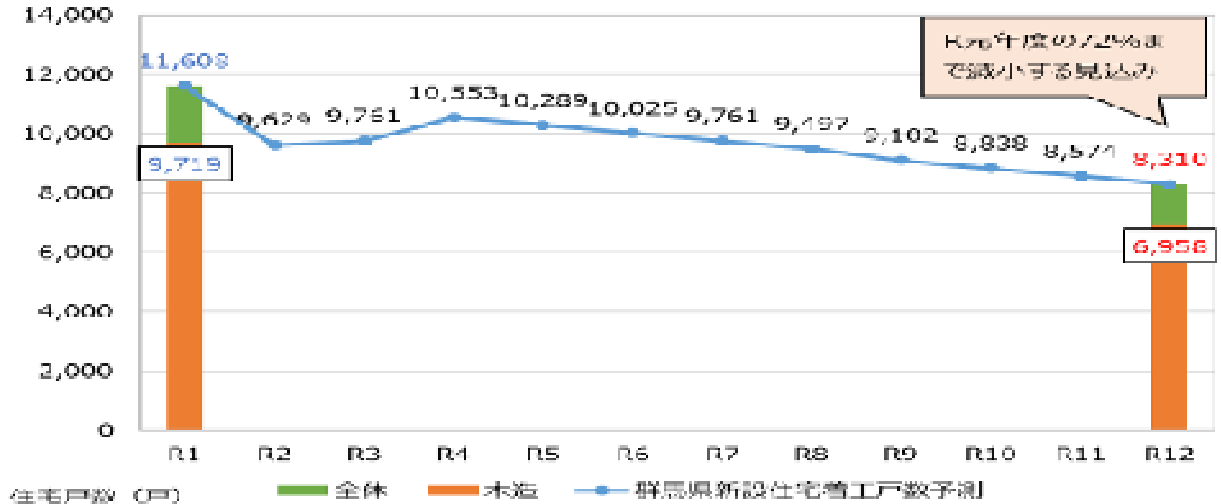
(住宅分野)

◇令和元年度の新設住宅着工戸数は 11,608 戸、うち木造が 9,719 戸 (83.7 %) となっています。(図 3-1-1-3)

◇平成 19 年度から「ぐんまの木で家づくり支援事業」により県産木材を使った住宅の建設を推進しており、令和元年度までに、構造材補助 8,955 戸、内装材補助 735 戸に対して支援しており、県産木材の使用量は約 14 万 9 千 m³ となっています。

◇新設住宅着工戸数は令和元年度の11,608戸から、令和12年度には8,528戸まで減少する見込みです。(図3-1-1-3)

図3-1-1-3 群馬県新設住宅着工戸数予測



出典：林業振興課業務資料

◇令和元年度の新設木造住宅着工戸数のうち、ツーバイフォー工法による住宅は20%を占めており、そのほとんどが外材を使用しています。(図3-1-1-4)

図3-1-1-4 群馬県新設木造住宅着工戸数内訳 (令和元年度)



出典：林業振興課業務資料

◇平成27年3月にツーバイフォー工法部材のJAS規格^{*}が改正され、国産材のツーバイフォー部材の強度が適正に評価されるとともに、外材と国産材の価格差が縮小したことなどから、住宅用として国産材のツーバイフォー部材を使う機運が高まっています。このため、県では、県産木材ツーバイフォー部材の



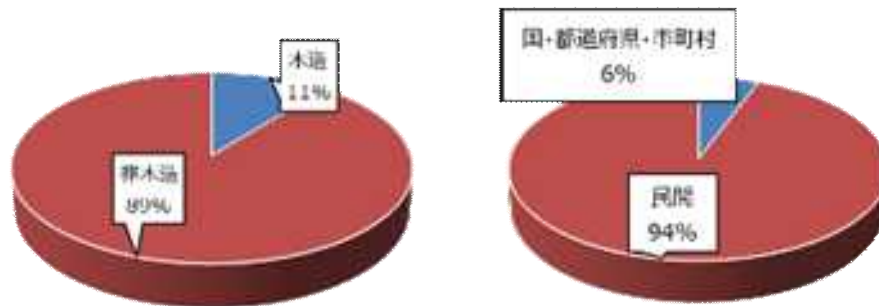
県産木材を使用した住宅

普及・PR を行い需要拡大に取り組んでいます。また、民間では平成30年2月から、県産木材のツーバイフォー部材（フェンス等の外構材）の北米への輸出が始まっています。

(非住宅分野)

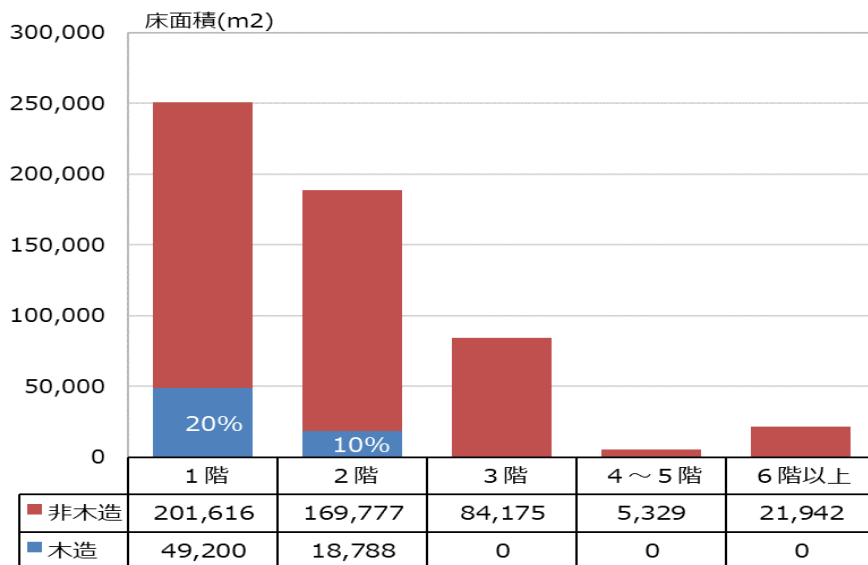
- ◇非住宅建築物の木造率は11%と低く、そのうち民間による建築が94%とほとんどを占めています。（図3-1-1-5）
- ◇非住宅建築物の階層別木造率は、1～2階建ての低層で10～20%程度、3階建て以上にあっては木造化がなされていません。（図3-1-1-6）
- ◇建築基準法の改正により、耐火構造等としなくてもよい木造建築物の範囲が拡大されました。また、耐火構造等とすべき場合でも、建築物全体の性能を総合的に評価することにより、木材をそのまま見せる「あらわし」等が可能となっています。
- ◇県では、民間の教育・社会福祉施設の内装の木質化、外構施設の木造化に対して支援をしています。

図3-1-1-5 非住宅分野における着工戸数内訳（令和元年度）



出典：国土交通省「建築着工統計調査」

図3-1-1-6 非住宅分野における階層別着工戸数内訳（令和元年度）

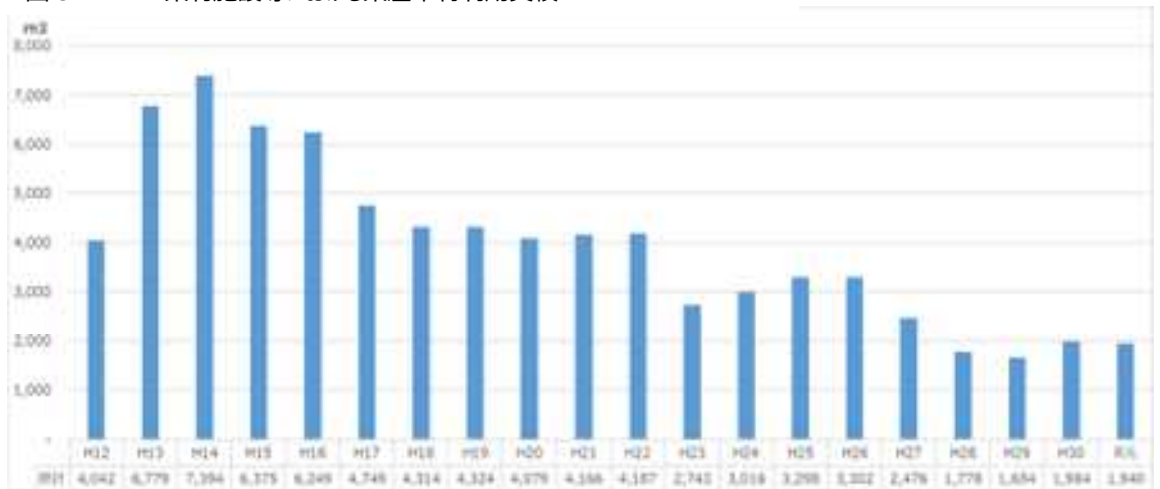


出典：国土交通省「建築着工統計調査」

(公共建築物等)

- ◇平成 10 年に「ぐんまの木利用推進会議」を設置、平成 23 年には木材利用促進法に基づく「公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」を策定し、PR 効果の高い県有施設を中心に、木造化・木質化に取り組んでいます。
- ◇県有施設等における県産木材利用実績は、平成 14 年度をピークに減少傾向にあり、令和元年度の実績は 1,940 m³（ピーク時の 26%）となっています。（図 3-1-1-7）

図 3-1-1-7 県有施設等における県産木材利用実績



出典：林業振興課業務資料

- ◇令和元年度末現在県内 35 市町村のうち、34 市町村が、木材利用促進法に基づく「公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」を策定しています。
- ◇令和元年度から市町村に「森林環境譲与税」の譲与が開始され、木材利用にもこの財源を当てることができるため、市町村においては、公共建築物等における木材利用が進むことが期待されます。



公共施設における県産木材利用（甘楽中学校）

(木育の推進)

- ◇これまで県では、木育の取組として、森林環境教育として実施する「木工教室」や「児童生徒木工工作コンクール」を開催しています。また、「木材PR イベント」や「親と子の木工広場」など、木育の取組に対し支援しています。



イベントでの木育の取組

- ◇みなかみ町、上野村、川場村では、幼児の頃から木に親しんでもらうため、地元産の木製玩具等を赤ちゃんの誕生の祝い品としてプレゼントする「ウッドスタート宣言」*を行うなど、木育活動に取り組んでいます。

(国内外の販路拡大)

- ◇大手ハウスメーカーは、県外材や外材の使用が主流であり、県産木材はほとんど利用されていません。
- ◇本県には集成材工場や合板工場がないため、県産木材を使用した集成材や合板を県内事業者と県外の工場が連携し製造しています。

イ 将来ビジョンと取組の方向性

【将来ビジョン】

木材流通・加工構造の改革

- ◇大手ハウスメーカーとの連携により、県産集成材が安定的に供給されています。
- ◇製材・加工体制の再編により、多様な県産木材製材品が生産されています。
- ◇県産木材製材品の県内生産量が増え、木材産業産出額が増加します。
- ◇木材需給マッチングシステムの構築により、多様な木材需要に応じて安定的に木材が供給され、県産木材のシェアが拡大しています。
- ◇各地域の特性に即した県産木材加工・流通拠点が整備されることにより、生産された木材を効率的に集荷・加工する体制が構築され、A材からD材までの有効活用が図られています。
- ◇工場ごとの強みを活かした製材品の生産、流通により、県内生産量が増加しています。
- ◇製材工場の加工能力を高める設備の導入、更新が進み、競争力のある県産木材製品が生産されます。また、集成材等の加工施設が整備され、高次加工製品の県内生産体制が整っています。

- ◇森林資源状況に見合った持続的な資源活用が実現し、林業・木材産業は、自立した成長を続け、その生産規模が拡大しています。

新たな販路・需要の創出

- ◇CO₂を吸収した県産木材が住宅及び非住宅建築物などに使われることにより、CO₂の固定が進み、低炭素社会が実現しています。
- ◇県産木材による中大規模木造建築物が建設されています。
- ◇CLT*をはじめ木材の新たな利活用が図られ、地域の産業としての裾野が広がり、ぐんまの木材・木製品の品質が県内外で認知され、信頼が高まっています。

【取組の方向性】

木材流通・加工構造の改革

- ◇大手ハウスメーカーとの連携により、集成材等の販路を確保するとともに、集成材工場等を誘致することにより、県産木材集成材の生産体制を整備します。
- ◇それぞれの製材工場の強みを活かした加工体制の強化と新たな販路の拡大により、県産木材製品の安定的・効率的な供給体制を構築します。
- ◇素材生産から製品販売までを通じた効率化を図り、需要者ニーズに応じて原木を安定的に供給するため、木材の需給マッチングシステムを構築します。
- ◇ツーバイフォー工法による住宅における外材から県産木材への転換を促進します。

新たな販路・需要の創出

- ◇民間の非住宅建築物への県産木材利用を推進します。
- ◇非住宅建築物のうち、建築基準法の改正により木造化しやすくなった1～3階建ての低層建築物の木造化・木質化を進めます。
- ◇中大規模建築物に使用する部材の研究・開発、中大規模木造建築物の設計・提案ができる人材の育成により、中大規模建築物の木造化を図ります。
- ◇「木育」等により県産木材の普及啓発し、木とふれあい、親しむ機会を更に増やすことにより、県産木材を利用する意義に対する理解を深めます。
- ◇非住宅建築物の木造化を促進するため、集成材・CLT等の高度加工技術を有する県外の大型製材工場との連携を強化します。

ウ 具体的施策《重点取組》

木材流通・加工構造の改革

(製材工場の規模・製材品目に応じた加工体制の強化による生産拡大)

- ◇製材工場の規模・製材品目に応じた加工体制の強化による生産拡大を図ります。
- ◇非住宅建築物の木造化を進める上で、品質・強度の明確な JAS 製材品の供給体制の強化に取り組みます。
- ◇今後増加が見込まれる大径木に対応した製材工場の整備を推進します。

(集成材や合板、ボード等の新規工場の誘致及び近県工場との連携)

- ◇集成材や合板、ボード等の新規工場の誘致及び近県工場との連携強化を図ります。

(県産材センターの機能強化による製材用木材需要の拡大)

- ◇県産材センターの機能強化による製材用木材需要の拡大を図ります。

(製紙用チップ、燃料用チップ等の低質材の安定供給体制の整備)

- ◇製紙用チップ、燃料用チップ等の低質材の安定供給体制の整備を推進します。

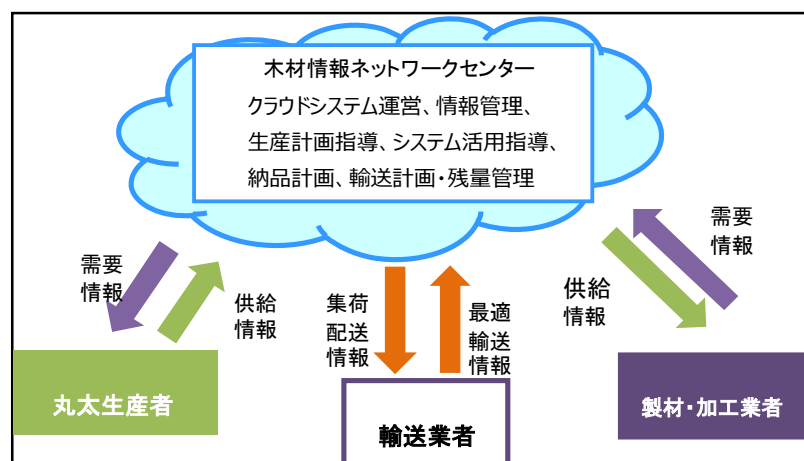
(流通システムの整備による加工体制の効率化)

- ◇安定的に原材料を確保するため、ICT を活用した木材需給マッチングシステムを構築します。

(協定に基づく直送販売の取組支援)

- ◇流通の効率化を図るため、原木安定供給協定に基づく直送販売の取組を拡大するとともに、作業路網や生産量に応じた山土場の整備を推進します。
- ◇直送販売による流通のコスト縮減と安定化のため、伐採現場と中間土場を 30 分以内で結べるよう、中間土場の整備を推進するほか、県外製材工場への原木の販路拡大に取り組みます。

図 3-1-1-8 木材需給マッチングシステムのイメージ



新たな販路・需要の創出

（大型製材工場等の誘致による大手ハウスメーカーへの木材供給）

- ◇大手ハウスメーカーへ販路を拡大するため、トップセールスによる信頼関係構築と、安定供給可能な大型製材工場等の誘致を推進します。

（住宅における県産木材利用の推進）

- ◇県産木材を使った住宅の建設を促進し、住宅における木造率の向上に取り組みます。
- ◇県産木材を使ったツーバイフォー工法による住宅の建設を促進するなど、外材から県産木材への転換を図ります。

（非住宅建築物における県産木材利用の推進）

- ◇民間企業が建設する店舗や事務所などの非住宅建築物のうち、1～3階の低層建築物の木造化・木質化を推進します。
- ◇建築士を対象に、基礎的な設計技術習得を目的とした中大規模木造建築物を推進するためのセミナー等を開催します。

（公共建築物等）

- ◇県が行う建築物等の整備に当たっては、木造とすることが適当でないもの又は困難であると認められるもの以外の建築物等については、原則として木造とするよう取り組みます。
- ◇市町村が建設する公共建築物の木造化、内装の木質化を推進します。

（木づかいによる新しい生活様式支援）

- ◇県産木材による、ニューノーマルに対応した安らぎのある室内空間づくりを進めます。

（木育等による県産木材の普及啓発）

- ◇「ウッドスタート宣言」を契機に、市町村が行う木育の取組を推進します。
- ◇保育園、小中学校、NPO団体等が取り組む木育活動を推進します。
- ◇木育に携わる人材の育成に取り組みます。

・写真：ウッドスタート宣言調印式

（12月16日の調印式後に掲載）

（国内外の販路拡大）

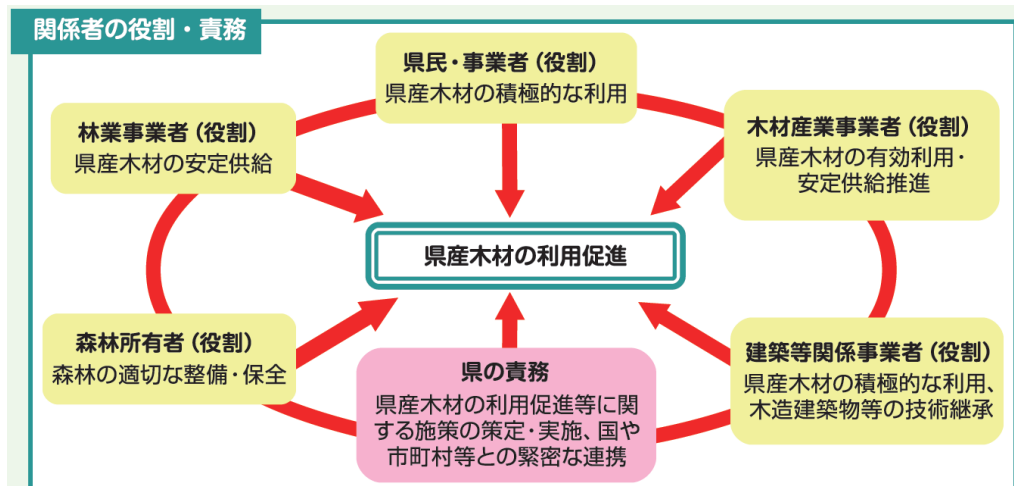
- ◇大手ハウスメーカー等へのトップセールスやパートナー制度（県担当窓口の固定）により信頼関係を構築し、東京圏への県産木材を使用した住宅の販売強化に大手ハウスメーカー等と連携して取り組みます。
- ◇集成材等の高度加工技術を有する県外大型製材工場との連携により

県産木材の出荷を拡大して、東京圏における非住宅建築物での県産木材の利用を促進します。

- ◇輸出を行う商社と連携して、県産木材を使用したツーバイフォー部材のデッキへの利用など、新たな販路の開拓に取り組みます。
- ◇日本貿易振興機構（ジェトロ）と連携して、付加価値の高い県産木材製品の輸出を推進します。

【コラム④】林業県ぐんま県産木材利用促進条例

本県の豊かで県民共有の貴重な財産である森林を適切に整備・保全し、そこから生産される県産木材を積極的に利用することで、林業・木材産業の持続的かつ健全な発展を図り「林業県ぐんま」の実現を加速させるとともに、森林の有する多面的機能の持続的な発揮及び快適で豊かな県民生活の実現に寄与するため制定されたものです。



条例の特色

- **県産木材の利用の促進に関する指針**
県産木材の利用促進に関する指針を策定。木材利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。
- **県の建築物等における県産木材の利用等**
県の整備する建築物を原則木造とし、公共建築物の木造化を推進します。
- **普及啓発**
県産木材についての関心と理解を深めるため、8月を「県産木材利用推進月間」とするほか、「木育」の推進に努めます。
- **顕彰**
県産木材の利用促進に関する優れた取組を行った者に対して顕彰を行います。
- **県産木材の利用の促進に関する協議会**
県産木材の利用を促進する施策を実施するために関係団体等からなる協議会を設け、情報を共有し緊密な連携を図ると共に、県産木材利用の促進についての協議を行います。

工 数値目標

指 標 (★重要指標)		現状値	目標値(仮)
1-1	★木材産業産出額 (千万円/年)	8,261※1	11,800
1-2	県産木材製材品生産量 (千m ³ /年)	118	168
1-3	★県内木材総需要量における県産木材率 (%)	47	60
1-4	★製材工場における国産材製品出荷量 (千m ³ /年)	71	(検討中)
1-5	原木市場を介した(群馬型木材流通システム) 原木直送量 (m ³ /年)	33,065	70,000
1-6	県産木材製品の輸出量 (m ³ /年)	1,201	4,000
1-7	公共建築物(3階建て以下)の木造率 (%)	40※1	50
1-8	ウッドスタート宣言市町村数	3	10

※1 令和元年度暫定値

(2) 林業システムの改革（7つの施策の柱）

ア 現状と課題

低コスト林業システムの導入

- ◇木材価格の低迷等による林業経営意欲の低下や不在村所有者の増加により経営管理が行われていない森林が増加しています。
- ◇計画的かつ効率的な森林経営を行うため、小規模・分散している森林を集約化する必要があります。
- ◇育林型林業から素材生産型林業への転換の遅れにより、素材生産性が低く、生産コストは高い状況です。
- ◇皆伐後の造林経費や下刈等の初期段階での育林経費の負担が大きいため、資源の循環利用に必要な皆伐・再造林が進んでいません。
- ◇素材生産については、高性能林業機械等の導入により機械化が進みましたが、林業のトータルコストにおいて占める割合の大きい下刈等の保育作業については機械化が遅れています。
- ◇県内の路網密度は全国的にも高く、高性能林業機械の保有台数も187台と平成22年度から83台増加していますが、大型トラックへ木材を積み込む土場までの運搬距離等の現場条件による影響が大きく、全体的な素材生産性は高くありません。
- ◇森林経営計画*区域内の路網開設延長は975kmであり、施業集約化のための路網整備は進んでいますが、区域外についても施業の集約化と併せて路網整備を進める必要があります。

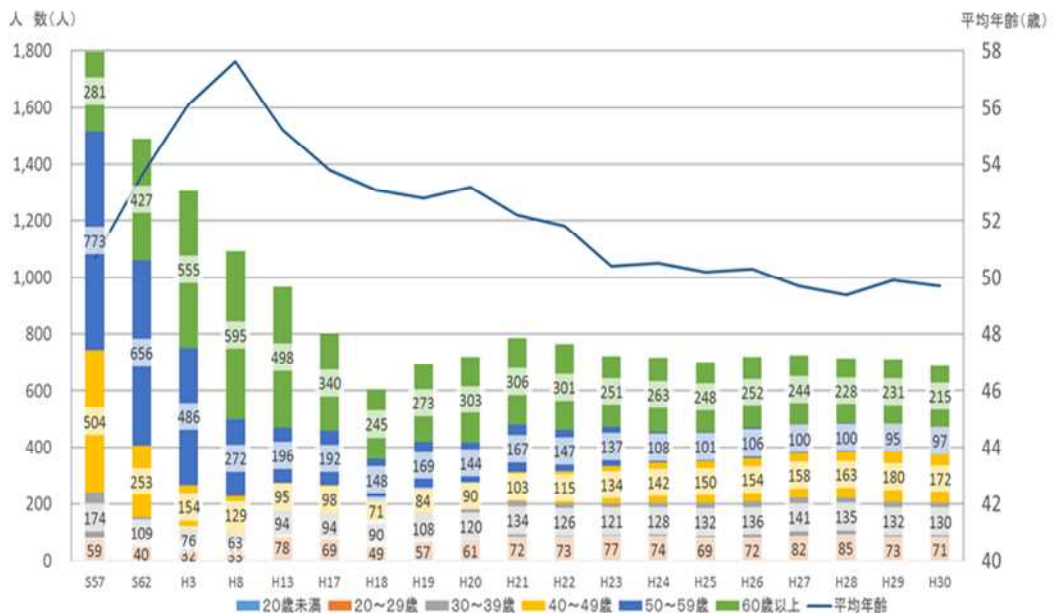
デジタル化・自動化の推進

- ◇製材工場等の需要に応じたマーケットインによる素材の供給・流通体制が整備されていません。
- ◇通信環境の基盤整備や森林情報のデジタル化が進んでおらず、IoTによる先端技術の導入や機械作業の自動化が図られていません。
- ◇森林資源情報の精度が低く、地理的条件や森林の特性に応じた森林管理や基盤整備が行われていません。
- ◇不在村者の森林所有者が保有する森林の面積割合の増加（1970年：15%→2005年：24%）、森林所有者情報や森林の境界の不明確化により、森林所有者からの施業受託による事業地の確保、施業の集約化が困難となっています。
- ◇県、市町村、林業事業者等の関係者がそれぞれに収集、管理している森林資源、森林所有者、施業履歴等の情報について、デジタル化・データベース化が進んでいないため、十分な共有と利活用が行われていません。

人材の確保・定着

- ◇林業事業体の経営基盤、組織基盤は総じて脆弱であり、森林の管理・経営を担当する職員を配置している事業体は多くありません。
- ◇デジタル化の推進についての意識が浸透しておらず、デジタル化に対応しうる人材の不足、機器整備の遅れにより業務のデジタル化は進んでいません。
- ◇危険を伴う作業が多くなっていますが、傾斜等の現場条件が悪いため、機械化、自動化が進んでいません。
- ◇平成30年度の労働災害発生状況(休業4日以上)の死傷者数の千人当たりの人数)は22.4人/千人と全産業の平均2.3人/千人の約10倍となっています。
- ◇現場での作業に従事する林業従事者数は、平成18年度の604人を底にその後700人台で推移してきましたが、平成30年度は688人で700人を割り込みました。
- ◇林業従事者の内、女性は平成30年度の調査では14名と依然として少なくなっています。
- ◇林業従事者の平均年齢は、平成8年度の57.6歳から徐々に下がり平成30年度は49.7歳でしたが、60歳以上の人数が31.3%と依然として多い状況です。(図3-1-2-1)

図3-1-2-1 年齢階層別林業従事者数と平均年齢の推移



出典：2019年版ぐんまの森林・林業（群馬県林政課）

- ◇新規就業者は平成25年度以降、毎年50人を超えていましたが、平成30年度は37人と減少しています。また、この内約8割が再就職者で占めています。
- ◇平成30年度の林業離職者数は32人で、その平均年齢は43.1歳と

なっています。平成 29 年度林業従事者実態調査（詳細調査は平成 28 年度分）において最も多かった離職の理由は、「健康上の理由」であり、以下「林業より良い条件の仕事があった」、「作業条件（仕事がきつい）」、「同僚や事務所との人間関係」、「定年退職」という順となっています。

- ◇年間就労日数が 200 日以上の林業従事者は、平成 20 年度には 59% でしたが、平成 30 年度は 72% で通年雇用が進んでいます。
- ◇林業従事者の推定平均年収は、平成 29 年度林業従事者実態調査では 315 万円（年間平均就労日数 208 日）となっています。また、林業従事者の賃金支払い形態は、日給が最も多く全体の約 67% を占めています。林業は技能、技術を要すること、労働負荷や危険性が高いことを考慮すると、給与水準は高いとはいえません。
- ◇林業労働力の確保の促進を図ること目的として、「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき指定されている林業労働力確保支援センターでは、林業労働力を確保するために、林業への就業相談や情報提供を行うとともに、「緑の雇用研修」や技術・技能向上に資する研修参加への支援を行っています。
- ◇一方、「緑の雇用」研修生の定着率は、3 年経過後に 72.2%、4 年経過後に 58.8% と低下傾向で、定着率向上が課題となっており、林業労働力確保支援センターの更なる支援体制の強化も重要となっています。
- ◇森林組合は森林所有者で組織されている協同組合で、地域の森林の経営管理・整備の中核的役割を担っています。
- ◇県内に 15 組合あり、森林所有者の約 40% が加入し、その所有面積は民有林の約 56% を占めています。また、経営面積は約 12 万 7 千 ha、一組合あたりは 8,471ha で全国平均の約半分となっています。
- ◇一組合あたりの出資金は約 3 千 4 百万円と全国平均の約 4 割、準備金及び積立金は約 1 億円と全国平均の約 7 割となっており、県内森林組合は経営基盤が脆弱です。
- ◇森林組合の素材生産量は、平成 22 年度に約 3 万 4 千 m³ だったものが令和元年度には 11 万 m³ を超えるなど、林産事業への取り組みを強化しています。
- ◇林業従事者は通年雇用のほか、個人事業主、一人親方、臨時雇用など雇用形態が様々であり、厚生年金加入者のほか、国民年金に加入している人もいます。また、退職金の共済制度については、中小企業退職金共済制度や林業退職金共済制度等に加入しており、加入率は約 55% となっています。

- ◇森林経営管理制度の本格運用に伴い、意向調査や経営管理権集積計画の作成など市町村が行う業務を支援する技術者の育成が必要な状況となっています。

イ 将来ビジョンと取組の方向性

【将来ビジョン】

低コスト林業システムの導入

- ◇森林資源情報の高度化により、地理的条件や森林の特性に応じた森林のゾーニングが行われ、それぞれの機能を発揮するための森林整備が進められています。
- ◇効率的で安定的な素材供給体制の構築により、素材生産量が増え、素材生産における林業産出額が増加しています。
- ◇素材生産性の向上や生産コストの改善により、産業としての基盤が強化され、皆伐・再造林による資源の循環利用が図られています。
- ◇森林経営計画の策定が進み、集約化された森林が増加しています。
- ◇施業集約化により山元への収益還元が図られ、森林所有者の経営意欲が高まり、林業の持続経営が可能になります。
- ◇林業の産業としての自立による、林業経営を通じた森林整備により、森林の機能が強化されています。

デジタル化・自動化の推進

- ◇地理的条件を踏まえた低コスト林業の導入、IoT等の先端技術の導入、デジタル化・自動化の推進により、素材生産性や生産コストが改善されています。
- ◇森林資源情報の共有・高度利用システムの構築により、生産から加工・流通におけるデジタル化が進展しています。
- ◇森林資源情報、森林所有者情報の高精度なデータベースの整備とリアルタイムでの情報の更新が行われ、県、市町村、林業事業者等の関係者が共有された情報に自由にアクセスし活用する環境が整備されています。
- ◇森林境界の明確化が進み、森林所有者は在村、不在村に関わらず所有する森林の状況についてインターネット等を通じて把握することができ、林業事業者においても事業候補地の選定、施業提案等の森林所有者へのアクセスが容易になっています。
- ◇森林資源情報の見直しにより、立木の在庫や価値が正確に把握され、それぞれの価値に応じた丸太や製品が新たな形態により取引されています。

人材の確保・定着

- ◇森林経営管理制度^{*}の推進により、意欲と能力のある林業経営者に

よる森林経営の集積・集約化が図られています。

- ◇林業が魅力ある職場として認知され、新規林業就業者が増加しています。
- ◇林業従事者の技術向上と機械化の進展により、安全性が向上し、死亡災害が無くなるとともに、労働災害が建設業と同程度まで減少します。
- ◇地域の林業事業者が地域の森林の経営管理を支え、山村に雇用が生まれています。
- ◇雇用条件や現場環境の整備により、女性が働きやすい環境が整っています。

【取組の方向性】

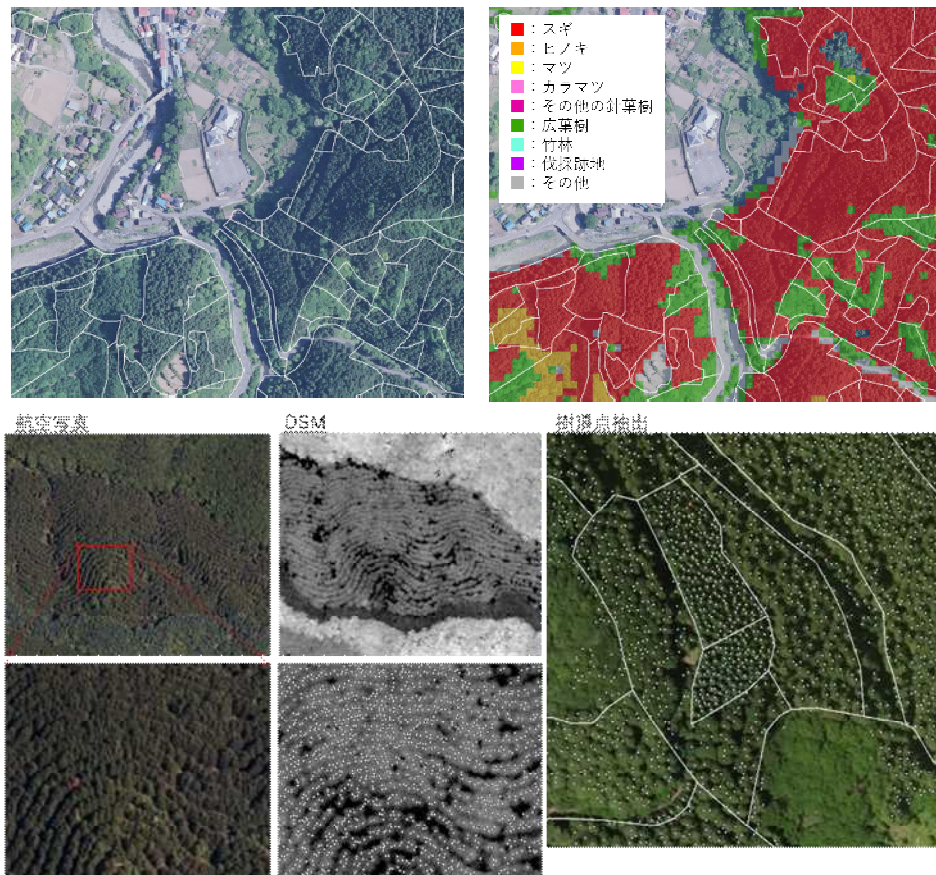
低コスト林業システムの導入

- ◇森林のゾーニングを導入し、地理的条件や森林の特性に応じた施策を実施します。
- ◇長伐期林業の導入により、皆伐・再造林によらない木材の高付加価値化を図ります。
- ◇初期成長の良い品種の植栽による短伐期林業の導入により、皆伐・再造林を進め、短期間での収益を確保します。
- ◇皆伐・再造林を円滑に進めるため、初期成長の良い、少花粉苗木の安定供給や野生獣類による林業被害への対策等を強化します。
- ◇作業道の作設と改良と併せて、土場等を整備することより、高性能林業機械の規格・性能に応じた路網整備を進めます。

《デジタル化・自動化の推進》

- ◇意欲と能力のある林業経営者のデジタル化・自動化に対する集中投資により、IoT技術を装備した先進的な高性能林業機械を導入し、低コスト林業を推進します。
- ◇森林資源情報を高度化させ、共有・高度利用システムを構築することにより、生産から加工・流通におけるデジタル化を推進します。
- ◇高度化した森林資源情報の活用により、森林ゾーニング区分を検証し、精度を向上させます。（図 3-1-2-2）

図 3-1-2-2 森林資源情報の高度化（AI による樹種の自動判読と樹頂点の抽出）



人材の確保・定着

- ◇ 林業就業についての情報発信の強化、森林・林業の見学・就業体験等の実施により、新規就業を促進します。
- ◇ 各種技能研修や経営管理研修を実施し、森林を適切に管理・経営できる人材を育成します。
- ◇ 林業従事者がやりがいを感じ、安心して長く働けるよう、労働安全衛生対策や福利厚生の実施等により、雇用条件を改善し、離職者数を減少させます。
- ◇ 地域における産業（林業、木材産業及びきのこ産業）基盤を支える人材を育成・確保します。

ウ 具体的施策《重点取組》

低コスト林業システムの導入

（森林ゾーニングの導入）

- ◇ 森林のゾーニングを導入、森林整備方針を策定し、森林の特性や地理的条件に応じた施業を推進します。

- ◇長伐期林業及び短伐期林業のモデル地域における実証と検証を進め、県内での取組を推進します。
- ◇森林施業プランナーを中心に、各環境森林及び森林事務所に配置した経営管理専門官と連携し、森林所有者への働きかけにより施業の集約化及び森林経営計画の作成を促進します。

(皆伐・再造林の推進)

- ◇低コストで確実な再造林の実現に向けて、伐採から植栽までを一体的に行う皆伐・再造林一貫作業を推進します。
- ◇伐採時期に合わせ植栽期間の拡大が見込まれる「コンテナ苗」の普及を推進します。
- ◇皆伐の増加に対応するため、再造林に必要な苗木の安定供給体制を整備します。
- ◇少花粉スギ・ヒノキ、カラマツ等の優良な種子の確保に努めます。
- ◇初期成長の良い苗木の生産や下刈りの省力化、短期間での用材生産を可能にするための育林技術等について、調査・研究に取り組みます。

(意欲ある林業経営者の育成)

- ◇意欲と能力のある林業経営者等を対象とした研修により、林業事業体の経営能力の向上を図ります。

(森林経営管理制度の円滑な運用)

- ◇長期間、経営管理されていない森林の整備を進めるため、林政課の経営管理室、各環境森林事務所及び森林事務所に配置した経営管理専門官による市町村の支援により、経営管理実施権配分計画に基づく森林整備を推進します。

(生産基盤の強化)

- ◇林道から分岐する主要な地点における、作業道の作設・改良と併せて土場等の効率的な作業に利用する用地の整備や、高性能林業機械の規格・性能に応じた路網整備により、素材生産性の向上を図ります。
- ◇本県では導入されていない保育作業用機械の機能を検証し、関係者と連携して実用化に向けて取り組みます。

デジタル化・自動化の推進

(IoTの活用等によるデジタル化の推進)

- ◇意欲ある林業経営者のデジタル化、自動化を支援します。
- ◇自動化、IoT技術等の新たな機能を有する高性能林業機械の導入を支援します。
- ◇森林資源情報の活用により、地理的条件や森林の特性を踏まえた丈夫で簡易な路網の整備を進めます。
- ◇木材市況や注文に即応した採材などのマーケットインに対応したIoT林業機械について普及に取り組みます。
- ◇林内の樹木の位置、樹種、形状等の情報や施業状況等をデジタルデ

ータ化する機能を有する機器の導入を推進します。また、デジタル化したデータの活用について研究・普及に取り組みます。

(森林資源情報の共有)

- ◇県、市町村、林業事業者による森林資源情報の共有・高度利用システムである森林クラウドを導入し、高度化した森林資源情報の共有と利活用を促進します。

(森林資源情報の高度化と活用、ゾーニングの精度向上)

- ◇森林資源情報の高度化に必要な機器の整備を進め、高度化した情報を活用してゾーニング区分の見直しと精度向上を図ります。
- ◇高度化した森林資源情報と群馬型木材流通システムとの連携を推進します。

(境界明確化の推進と林地台帳の精度向上)

- ◇境界明確化を推進し、林地台帳の精度向上を図ります。

人材の確保・定着

(新規就労者の確保)

- ◇林業労働力確保支援センターがその機能を十分に発揮できるよう、実施する事業や運営を支援します。
- ◇即戦力となる人材を育成するため、林業に就業を希望する者が、必要な資格を取得し、技術を十分に学べるよう「ぐんま林業実践学校(仮)」を開設します。

(育成、技術向上)

- ◇地域の森林資源状況の把握や経営管理の企画立案等のコンサルタント業務を担う森林施業プランナー及び木材の有利販売、事業者間の連携などを担う森林経営プランナー等の技術者を育成します。
- ◇就業後も伐倒技術や高性能林業機械の操作など、更なる技術向上や資格取得を支援し、OJTの指導者育成を行います。

(雇用の改善)

- ◇林業従事者が安心して働き続けられる環境を整えるため、雇用管理者の意識改革、厚生年金や退職金共済への加入促進など福利厚生を充実させる取組を支援します。
- ◇意欲と能力のある林業経営者が継続して安定した林業経営が行えるよう、森林整備に必要な林業従事者の確保・育成・定着を図るための雇用条件の改善や事業の効率化等の取組について指導します。
- ◇安全性の向上や労働負荷の軽減を図るため、高性能林業機械の自動化や保育作業の機械化を推進します。
- ◇働きやすく魅力ある職場づくりを進めるため、ICTを活用した生産

管理やデータ集約等による業務の効率化を推進します。

- ◇収益性の向上を図るため、低コスト林業、デジタル化など生産性を向上させる取組を支援します。

(労働安全衛生の推進)

- ◇労働災害を未然に防ぐために、雇用主及び林業従事者の労働安全衛生意識の向上を目的とした現場指導を行います。また、振動業務健康診断の受診や蜂アレルギー検査、チェーンソー作業従事者再教育を支援します。

(森林組合等、林業事業者の体制強化)

- ◇地域の森林管理の中心的な担い手としての役割を果たすため、各種研修や資格取得の促進を通して、森林組合をはじめとした林業事業者の経営基盤の強化、技術力の向上により、組織体制の強化を図ります。
- ◇森林組合が有する森林経営に関する能力・ノウハウを最大限に発揮するため、地域の素材生産業者との連携を進めます。

【コラム⑤】森林環境税と森林経営管理制度

森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることにつながる一方で、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっています。

このような現状の下、平成30(2018)年5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税が創設されました。

また、平成31年4月1日の森林経営管理法施行により、森林経営管理制度がスタートしました。この制度では、適切な経営管理が行われていない森林を市町村に集約し、市町村による直接管理や「意欲と能力のある林業経営者」への委託等により、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図ることを目的としています。

森林・林業行政における市町村の役割はますます重要となってきています。

一方で、県内の市町村においては「森林経営管理制度」を運用するための人材の確保など執行体制に課題があることから、県においては、「森林管理制度」が円滑に運用されるよう、森林環境譲与税を活用し市町村を支援していきます。

工 数値目標

指 標 (★重要指標)		現状値	目標値(仮)
2-1	★林業就業人口1人当たりの林業産出額(木材生産)(千円/年)	—	(検討中)
2-2	★山元立木価格[スギ](円/m ³)	2,596	(検討中)
2-3	林業産出額(木材生産)(千万円/年)	256※2	400
2-4	★素材生産量(千m ³ /年)	379	500
2-5	造林面積(ha/年)	136	400
2-6	高性能林業機械稼働台数(台)	187	250
2-7	森林経営計画策定面積(ha) ※10年間の累計	32,924	51,680
2-8	路網の開設延長(km) ※森林経営計画内のH23~R12累積延長	975※1	2,900
2-9	素材生産性の向上率(%) ※意欲と能力のある林業経営者における平均素材生産性(m ³ /人日)	100% (5.05 m ³ /人日)	150% (7.58 m ³ /人日)
2-10	森林資源情報の高度化面積(千ha)	0	231
2-11	3Dレーザー、ドローン等の活用による森林施業に取り組む事業者数(事業者)	—	16
2-12	林業従事者数(人)	688※2	850
2-13	★65歳未満の林業従事者数(人)	473※2	(検討中)
2-14	★林業従事者(現場技能者)の平均年収(万円/年)	—	500
2-15	新規就業者数(人) * 10年間の累計	0	650
2-16	死傷者数(人/年)	18	11
2-17	★林業試験指導機関人員率(人口10万人あたり人数)	—	(検討中)

※1 令和元年度暫定値

※2 平成30年度実績値

(3) きのこと産業の再生（7つの施策の柱）

ア 現状と課題

◇全国有数のきのこと生産県ですが、生産量、生産戸数は減少傾向にあります。（図 3-1-3-1、3-1-3-2）

図 3-1-3-1 本県産きのこと生産量の推移



図 3-1-3-2 本県きのこと生産戸数の推移



出典：群馬県林業振興課業務資料

- ◇平成 23 年 3 月の原発事故発生から 10 年以上がたちますが、いまだ県内のきのこと生産に放射性物質汚染の影響が残っています。
- ◇原木しいたけ生産では、事故直後から原木・ほだ木や発生したしいたけの安全性を確保するための取組や検査を行っており、生産者の大きな負担になっています。
- ◇放射性物質汚染の影響が残る原木林は、きのこと原木としての使用ができず、伐採・更新が滞り、大径化が進みつつあります。
- ◇きのこと原木林の安全性を確保しながら、資源循環林としての有効利用を図ることが課題となっています。
- ◇食品の安全性に関して約 9 割の県民が関心を持っており（「食品の安全等に関する県民意識調査」（平成 30 年 8～9 月）結果による）、安全・安心なきこの提供を継続して行うことが必要です。
- ◇原木栽培*の戸数は高齢化等で減少していますが、菌床栽培*は法人経営の増加等により 1 戸あたりの規模拡大が進むとともに、地域雇用の創出に大きな役割を果たしています。
- ◇消費者ニーズに応じて、県内では多種多様な品目が生産されていますが、県産きこのならではのセールスポイントが不足しています。
- ◇県産きこのは、首都圏向けを中心に販売されていますが、販売ターゲットや出荷品質が一定でなく、市場単価等が低い傾向にあります。
- ◇県内小売店の陳列量に占める県産きこの割合が他県産より低く、県民の購入機会を逃しています。
- ◇きのこと産業を維持・発展していくため、収益性の向上と新たな需要

の創出により、儲かる産業へのステップアップが必要です。

イ 将来ビジョンと取組の方向性

【将来ビジョン】

- ◇安全・安心なきのこ栽培管理技術の追求及び効率的な生産体制の構築により、消費者ニーズに応じた安全・安心なきのこが安定的に生産され、消費量が拡大しています。
- ◇きのこ産業は、放射性物質汚染の影響から脱却するとともに、収益性が向上し、県内のきのこ産地は維持され、中山間地域を支える産業として地域経済循環に貢献しています。
- ◇県民が県産きのこに愛着を持ち、里山資源の循環利用や二酸化炭素(CO2)削減などの付加価値を理解して、県産きのこを積極的に購入しています。

【取組の方向性】

- ◇消費者ニーズに応えるとともに地域の雇用創出と地域経済循環に貢献するため、きのこ栽培管理技術の安全・安心の確保と効率的な生産体制を構築し、収益性向上の取組を推進します。

ウ 具体的施策《重点取組》

安全・安心なきのこの生産力強化

(県指導指針に基づく栽培管理の遵守徹底)

- ◇「群馬県原木きのこの栽培管理に関する指導指針」に基づき、引き続き原木やほだ木等の放射性物質検査の実施や栽培管理について指導を行います。

(計画的な放射性物質の検査体制)

- ◇放射性物質の検査体制を継続し、しいたけの出荷前検査や原木やほだ木等の検査実施・検査結果の公表を通じて、安全・安心なきのこの供給を支援します。

(県内きのこ原木林の再生)

- ◇放射性物質の汚染が少ない県産の原木やおが粉の安定供給体制を構築します。
- ◇県内きのこ原木林の安全性の確保や再生利用に向けた調査研究に引き続き取り組みます。

(きのこ生産工程の透明性の向上)

- ◇農業生産工程管理(GAP)※等の取組を支援します。

新たな需要創出と収益性向上

(ぐんまッシュいきいきプロジェクトによる県産きのこの生産振興)

- ◇県産資材を活用した”純”県産きのこ「ぐんまッシュ」を新たなアイコンに設定し、新たな需要創出や収益性向上を図るための施策を展開し、産業の持続性を高めます。

(“つくる”対策)

- ◇原木やおが粉の”純”県産率を高めるための安定供給体制を整備します。
- ◇県産資材の活用により、フードマイレージの低減、資源循環林の有効活用を図ります。
- ◇きのこ生産の省力化、低コスト化、効率化等を図るための機械導入や施設整備、栽培管理・販売のデジタル化などを支援します。

(“うる”対策)

- ◇県産きのこの単価の増加を図るため、消費者ニーズにマッチした流通・販売の取組を支援します。
- ◇県内小売店の陳列量に占める県産きのこの割合をより高めるための流通・販売の取組を支援します。

(“たべる”対策)

- ◇”純”県産の安心感を最大のセールスポイントに消費拡大を図ります。
- ◇産官学民が一体となり、「ぐんまッシュ」が持つ地域固有の価値を高め、県民を中心に愛着を醸成するPRを行います。
- ◇ニューノーマルに対応した、内食向け料理レシピや、きのこの持つ多様な機能性をコンテンツとしたきのこの消費拡大の取組を実施します。



きのこ料理コンクール入賞作品

- ◇児童生徒やその家庭におけるきのこの消費拡大を図るため、学校給食への食材提供やイメージアップの取組を支援します。

(きのこ産業従事者の確保)

- ◇きのこ生産の後継者を育成するとともに、新規・他業種からの参入者を受け入れるための取組を支援します。

◇生産者ニーズに応じた栽培技術や生産支援システムなどの研究開発に取り組みます。

“純”県産きのこ「ぐんまッシュ」とは

県産材を原材料とするきのこ原木やおが粉を活用して、県内でうまれ育ったきのこ。将来的には、栄養体などの生産資材についても県産品の使用率を高め、純度と付加価値の向上を目指します。

工 数値目標

指 標 (★重要指標)		現状値	目標値(仮)
3-1	★きのこ生産産出額 (千万円/年)	516	600
3-2	きのこ生産量 (トン/年)	7,226	8,000
3-3	原木栽培における県産資材調達率 (%)	76	80

※1 令和元年度暫定値

基本方針Ⅱ 森林の新たな価値の創出

森林の価値を見つめ直すことにより、社会情勢の変化や森林への多様なニーズに対応した森林の新たな価値を創出します。



(1) 新たな森林資源利用（7つの施策の柱）

ア 現状と課題

地域内資源・エネルギー需給

◇平成30年3月、前橋市に間伐材等の未利用木材を燃料とする木質バイオマス発電所が営業運転を開始し、これまで林内に伐り捨てられていた木材（低質材）の需要が増加しました。

◇上野村や川場村等では、地域の低質材をペレットやチップに加工し、バイオマス発電等の燃料として利用することにより、森林資源を有効活用しながら新たな事業や雇用を生み出し、地域経済を活性化させる取組が行われています。

◇市場価格の安い低質材は、収集・運搬コストの低減を図るとともに、伐採した地域でエネルギーとして有効利用する、「地産地消」の取組を推進する必要があります。



ペレット工場（上野村）



バイオマス発電所（川場村）

新素材・未利用資源活用

◇新たな木材需要の開拓、低質材の高付加価値化、更に化石資源由来の製品からバイオマス由来の製品へ代替えを進めプラスチックゴミを削減するためには、木質バイオマスのマテリアル利用を促進する必要があります。

◇セルロースナノファイバー、改質リグニンなどの木質バイオマスのマテリアル利用について、国の研究機関や企業では研究開発が進

められていますが、まだ実用化された事例は多くありません。

イ 将来ビジョンと取組の方向性

【将来ビジョン】

- ◇地域の森林資源をエネルギーとして持続的に利用する「地産地消」が進み、災害に強い循環型社会が実現しています。
- ◇木質バイオマスのマテリアル利用が進み、化石資源由来から木質バイオマス由来製品への転換が進んでいます。

【取組の方向性】

- ◇市町村・事業者による推進体制を構築し、エネルギーの「地産地消」の実用化を目指します。
- ◇木材のマテリアル利用の可能性を調査するとともに、企業と連携して調査・研究に取り組みます。

ウ 具体的施策《重点取組》

地域内資源・エネルギー自給

(エネルギーの「地産地消」事業の展開)

- ◇低質材や製材残材等をバイオマス発電の燃料等として地域内で利用するなど、県内各地域の創意工夫による低質材等の有効活用を取組を推進します。
- ◇バイオマス発電所等に対する燃料の安定供給体制強化のため、チップ加工施設の整備を推進します。
- ◇低質材の収集・運搬コストの低減のため、効率的な収集・運搬システムの調査・研究に取り組みます。
- ◇低質材の利用拡大を図るため、低質材を燃料とする木質バイオマス利用施設等の整備を推進します。

新素材・未利用森林資源活用

(マテリアル利用の推進)

- ◇セルロースナノファイバー、改質リグニン等の木質バイオマスのマテリアル利用についての情報収集を行い、県産木材でのマテリアル利用の可能性を調査します。
- ◇企業と連携して、県産木材を原料とし山村地域に適応した小規模・低環境負荷な製法で、県産木材からセルロースナノファイバーや改質リグニンを製造する調査・研究に取り組みます。

工 数値目標

指 標〔★重要指標〕		現状値	目標値(仮)
4-1	地域における木質バイオマスエネルギー活用に取り組む市町村数	4	8
4-2	燃料用チップ・ペレット生産量（千m ³ /年）	119	163

(2) 「森林ビジネス」の創出（7つの施策の柱）

ア 現状と課題

「森林ビジネス」の創出

- ◇進化したデジタル技術の活用があらゆる分野で進行し、森林・林業分野においても ICT の活用によるデジタルトランスフォーメーションにより新たな産業形態への転換が課題となっています。
- ◇新型コロナウイルス感染症の感染拡大による人々の価値観・生活様式の変化、ニューノーマルへの移行により、森林の多様な利用形態が求められています。
- ◇森林には木材以外にも価値がありますが、ビジネスに結びつける発想がなく、新たな価値を発現させるために必要な人材・技術が不足しています。

森林空間利用拠点の整備・強化

- ◇新しい生活様式の定着に伴い、密から疎、都市から森林・山村への回帰思考が広がり、受皿としての森林に対する期待が高まっています。
- ◇登山や散策、キャンプ等の野外活動、森林セラピー※、森林浴等の健康増進、自然体験等の森林環境教育、多様な森林空間利活用が注目されています。
- ◇新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、テレワークなどが急速に進みサテライトオフィス・ワーケーションでの森林空間の利用が広がりを見せています。
- ◇各森林公園、県立公園について、森林空間を利用したサービスを提供する拠点として活用するためには、老朽化した施設（電気・水・通信等インフラ）の再整備が課題です。

県民参加推進

- ◇ぐんま緑の県民基金事業により、群馬県森林ボランティア支援センターを運営し、専用ホームページの開設や情報誌の発行を行っているほか、市町村提案型事業により、県内各地で県民参加による地域独自の活動が行われています。
- ◇森林への関心を深める森林環境教育を推進するため、指導者の育成やボランティア団体や企業等の支援に一層、取り組む必要があります。

イ 将来ビジョンと取組の方向性

【将来ビジョン】

「森林ビジネス」の創出

- ◇木材等の資源や森林空間としての利用とともに、異業種、都市住民とのつながりが構築され、デジタル化、ニューノーマルに対応した森林の潜在的な価値が見いだされています。
- ◇外部の人材・視点によるブランディング・ストーリー化により見いだされた新たな価値を活用した「森林ビジネス」が実現しています。
- ◇森林ビジネスの実現による「人が都市で森林につながり、森林で都市につながる」ことにより、森林の多様な利活用が進んでいます。

森林空間利用拠点の整備・強化

- ◇各森林公園、県立公園等の施設と観光地が連携し核となり、自治体や住民、NPO、企業・団体が参画し、都市住民等が利用する森林サービス産業が実現しています。

県民参加推進

- ◇森林環境教育により森林の大切さが認識され、多くの県民が緑化活動や森林整備活動に参加しています。

【取組の方向性】

「森林ビジネス」の創出

- ◇デジタル化の進展やワーケーションなどの新たな生活様式に対応した森林の多様な利用形態を構築するため、異業種、都市住民との連携より森林の新たな価値を見いだします。
- ◇民間企業、NPOと市町村、県等による官民共創コミュニティによるプラットフォームを構築、地域における新たな「森林ビジネス」の取組を支援します。

森林空間利用拠点の整備・強化

- ◇各森林公園、県立公園等の拠点施設の機能を整理・分析し、必要な整備を行います。
- ◇モデル的な拠点施設での事業展開により森林空間を利用したサービス産業化を推進します。

県民参加推進

- ◇自然体験活動や自然講座など多様な森林環境教育の機会の充実を図り、森林環境教育の普及を進めます。
- ◇緑化運動による緑化の必要性を普及するとともに、森林ボランティア支援センターによる技術安全指導等により県民、企業による森林整備への参加を支援します。

ウ 具体的施策《重点取組》

「森林ビジネス」の創出

(森林の新たな価値を創出する取組の推進)

- ◇地域におけるの価値を見いだすため、地域における資源やその利用方法を把握し、データベース化します。
- ◇異業種、都市住民と新たな価値のマッチングを進めます。
- ◇森林空間利用のフィールドとして、森林公園等の県有施設を提供します。

「森林ビジネス」とは

都市・他産業と山村・森林林業との共創により、木材やきのこ、森林空間といった既存の利用形態に新たな視点を加え、民間企業における木材・特用林産物のブランディング、資金提供、人材交流等により、森林の潜在的な価値を再認識し、高める取組を「森林ビジネス」と定義。

特に、森林空間を健康、観光、教育等の多様な分野で活用する新たなサービス産業が「森林サービス産業」として定義され、林野庁においては、「森林サービス産業」の創出・推進に関心ある様々なセクターの情報共有を行うことで、「森林サービス産業」の創出・推進に向けたさらなる機運の醸成を図るため、令和元年 11 月 19 日に「ForestStyle ネットワーク」を立ち上げています。

森林空間利用拠点の整備・強化

(森林空間を利用した森林サービス産業の推進)

- ◇地元自治体、NPO、企業等と連携した施設整備や PR 活動を推進し、各施設の特徴を活かして、多様なニーズに対応した利活用を図ります。
- ◇健康、観光、教育やサテライトオフィス・ワーケーション等多様な分野での森林空間利用の場として活用するための施設・環境整備の充実を図ります。

県民参加推進

(森林環境教育の推進)

- ◇児童生徒や県民を対象に、自然観察会や森林整備体験など、森林で遊び、学ぶ活動を支援します。
- ◇緑の少年団活動が活発になるよう関係機関と連携し、子どもたちの自由な発想による取組を支援します。
- ◇本県の自然や森林の魅力を県民に広めるため、森林環境教育の指導者「緑のインタープリター」を養成、活用します。

(県民参加の森づくり推進)

- ◇森林と人との関わることの重要性に対する意識を醸成し、関係人口の増加を促進します。
- ◇緑化運動ポスター・標語の募集、緑の募金活動等を関係団体等と連携して推進します。
- ◇「森林ボランティア支援センター」を運営し、森林ボランティア情報の収集と提供、技術安全指導や森林整備作業器具の貸出しなど、ボランティア団体への一体的なサポートを行います。
- ◇企業参加の森づくりを推進するため、フィールドの紹介や協定締結など、企業と森林所有者の仲立ちを行います。
- ◇企業や森林ボランティアが手入れを行った森林のCO2吸収量を認証することにより、森林を整備することによる効果を普及します。

Ⅰ 数値目標

指 標〔★重要指標〕		現状値	目標値(仮)
5-1	★「森林ビジネス」取組地域数	13	25
5-2	各森林公園・県立公園入場者数（千人／年）	1,910	2,198
5-3	★森林環境教育参加者数（人／年）	15,853	21,200
5-4	森林ボランティア団体会員数	4,647	6,100

基本方針Ⅲ 森林の強靱化

利根川水系上流の水源を守り、県民の生命と財産を守るため、林業経営を通じた森林整備を推進するとともに、条件不利な森林については公的管理により整備し、災害の防止や、水源涵養^{かん}、地球温暖化防止等の公益的機能が高度に発揮される森林づくりを推進します。



(1) 防災・減災（7つの施策の柱）

ア 現状と課題

山地災害の防止・被害軽減

- ◇森林は、二酸化炭素(CO₂)を吸収することによる地球温暖防止機能をはじめ、国土の保全や水源の涵養^{かん}、快適な生活環境の形成等の様々な公益的機能を有しています。
- ◇地球温暖化の進行に伴い集中豪雨が増加する傾向にあり、自然災害が激甚化、頻発化する危険性が高まっています。
- ◇県民意識アンケート（令和元年度）における、県民生活に関連する8つの分野、37項目に関する重要度・満足度において「水・空気・自然環境」が重要度5位、満足度1位、「自然災害に対する備え」が重要度8位、満足度8位となっており、環境や災害に対する県民意識の高さがうかがえます。



山地災害の発生状況（着工前）



山地災害の復旧状況（山腹工完成）

森林の健全化促進と適正な保全

- ◇本県の森林は利根川水系の上流に位置し、水源の涵養^{かん}や災害の防止、地球温暖化の防止等の公益的機能の高度発揮により県民の生命、財産を守るとともに首都圏の生活や産業活動を支えています。
- ◇一方、木材価格の長期的な低迷、山村地域における過疎化、高齢化の進行により、森林所有者の経営意欲は低下、不在村所有者の増加により持続的な経営管理が行われていない森林が増加しており、森林を適正に整備・保全し、将来にわたって公益的機能を維持していくことが課題となっています。
- ◇東毛地域の平地林から北毛地域の亜高山帯に至る多種・多様な森林が存在し、多くの動植物が生息・育成しています。
- ◇民有人工林は皆伐・再造林による更新が進まず、林齢構成は、伐採して利用可能な51年生以上の森林が65%を占めるなど、年齢分布には極端な偏りが見られます。
- ◇県内のカシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害は、一部地域に留まっていますが、今後の拡大が懸念されています。
- ◇スギ・ヒノキの花粉症は、国民の4割がり患しているといわれています。
- ◇県内の条件不利な森林について、平成26年から、「ぐんま緑の県民基金事業」で整備を進めてきましたが、整備すべき森林の目標面積1万haに対して、いまだ多くの森林が未整備となっています。
- ◇野生獣類の生息数の増加や生息範囲の拡大等により、幼齢木の食害や高齢木の剥皮被害が増加し、森林所有者の林業経営意欲を減退させています。
- ◇森林における開発として太陽光発電施設の設置が増加傾向にあり、治山事業施工地を含む保安林の周囲での開発計画も見受けられます。

イ 将来ビジョンと取組の方向性

【将来ビジョン】

山地災害の防止・被害軽減

- ◇治山事業による整備により、公益的機能が高度に発揮されています。

森林の健全化促進と適正な保全

- ◇森林資源の状況や社会情勢に応じたゾーニングによる整備・管理により、森林の公益的機能がSDGsの理念にのっとり持続的かつ高度に発揮され、災害の危険性が低下しています。
- ◇計画的な皆伐・再造林により、資源構成が平準化されています。
- ◇森林経営管理制度の円滑な運用により、未整備森林が減少し、森林

- の多様な機能が適切に発揮された森林が増加しています。
- ◇条件不利な森林の整備により、森林の整備率が向上しています。
- ◇森林のCO2吸収量が確保・増進され、低炭素社会の構築に向けた取組が進んでいます。
- ◇野生獣類への被害防止対策により林業被害額が減少しています。
- ◇森林認証[※]の取得により適正に管理された森林が増加しています。
- ◇山地災害危険地区[※]における保安林の適正な配備により、県民の生命・財産が保護されています。

【取組の方向性】

山地災害の防止・被害軽減

- ◇治山事業及びぐんま緑の県民基金事業により、公益的機能を高度に発揮する森林を維持・造成します。



危険地区の事前防災（落石防止対策）

森林の健全化促進と適正な保全

- ◇森林資源情報の高度化により森林資源の状況を適切に把握し、資源状況や地理的条件に応じたゾーニングによる整備を推進します。
- ◇資源状況や地理的条件に応じた計画的な皆伐・再造林を推進します。
- ◇維持管理や持続的な林業経営がされていない森林に対して間伐等森林整備を推進します。
- ◇森林所有者意向調査などの森林経営管理制度の円滑な運用を図るため主体となる市町村の業務を支援します。
- ◇ぐんま緑の県民基金事業により条件不利な森林の整備を進めます。
- ◇野生獣類による林業被害対策を強化します。
- ◇林野火災の未然防止を図るため、予防対策を実施します。
- ◇森林認証の取得を支援します。
- ◇山地災害危険地区、治山事業施工地における保安林指定を進めます。

ウ 具体的施策《重点取組》

山地災害の防止・被害軽減

（山地災害により荒廃した森林の速やかな復旧）

- ◇豪雨、地震等により山地災害が発生した場合には、治山施設を設置し、公益的機能が高度に発揮される森林へ速やかに復旧します。

（山地災害危険地区における事前防災）

- ◇山地災害危険地区の危険度判定により、落石防止の計画的な予防対

策を実施するとともに、既存施設の維持管理、機能強化等の長寿命化対策を推進します。

森林の健全化促進と適正な保全

(森林の適正な整備、活用)

- ◇ゾーニングに応じた適正な森林整備による、効率的な森林資源の活用を推進し、公益的機能の高度発揮を図ります。
- ◇山地災害の危険性が高い地区の周辺森林において、山地災害防止のために荒廃した森林の間伐や森林の造成等を推進します。
- ◇資源構成の平準化による森林資源の循環利用を確保するため、皆伐・再造林を計画的に推進します。
- ◇カシノナガキクイムシによるナラ枯れの被害拡大を防止するため、県、市町村及び国有林と連携して情報収集に努め、早期発見・駆除対策を推進します。
- ◇保全すべき重要なマツ林や公園・神社等で単木として保全しているマツは、薬剤の樹幹注入等により松くい虫被害の防止に努めます。
- ◇花粉発生源となるスギ・ヒノキ林の花粉症対策品種への植え替えや樹種転換を推進します。

(森林の公益的機能の維持増進)

- ◇公益上特に重要な森林については、治山事業による森林整備により、公益的機能が高度に発揮されるよう維持、造成を図ります。
- ◇ぐんま緑の県民基金事業により、林業経営が成り立たない条件不利地を対象に強度の間伐を実施し、災害に強い森林づくりをはじめとして、森林の公益的機能の維持・増進を図ります。
- ◇適正に管理されていない森林の把握、管理のため、森林経営管理制度を推進します。
- ◇長期間、経営管理されていなかった森林の意向調査の推進を図るため、森林環境譲与税を活用した森林資源情報の整備や市町村職員の研修などを実施し、市町村を支援します。
- ◇林政課の経営管理室、各環境森林事務所及び森林事務所に配置した経営管理専門官による技術的支援により市町村を支援し、森林経営管理制度の円滑な運用を図ります。

(保安林指定の推進)

- ◇山地災害危険地区に判定された場合には、山地災害への防備を目的とする土砂流出防備保安林及び土砂崩壊防備保安林への指定を進めていきます。
- ◇治山事業施工地の近隣において、一体的に保全・整備すべき森林が保安林に指定されていない場合には、追加による指定を検討します。

(森林獣害対策の推進)

- ◇ニホンジカによる造林木等への食害、ツキノワグマによる剥皮被害

等のある地域においては、適正管理計画などとの整合性を保ちつつ、被害地域、市町村、関係機関等との連携を強化し、捕獲を推進します。

- ◇ニホンジカやツキノワグマ等の林業被害を防止するため、林業者による森林内での捕獲や造林地での忌避剤散布、成木への獣害防止帯の巻付け、侵入防止柵の設置等の獣害防止に対し支援します。
- ◇多様な森林づくりにより野生獣類の生息環境を確保し、里山の被害軽減を図ります。
- ◇ニホンジカやツキノワグマ等の行動生態を把握し、新たな器具の開発による効果的な捕獲・防除技術の調査・研究及び開発に取り組みます。

(森林の適正な管理)

- ◇林野火災を未然に防止するため、県民の予防意識の向上を図ります。
- ◇持続可能な森林経営を推進するため、FSC（森林管理協議会）、SGEC（緑の循環認証会議）等による森林認証の取得を支援します。
- ◇無秩序な森林の開発を防止するため、「林地開発許可制度」を適正に運用するとともに、「伐採届出制度」の適正な運用に努めます。
- ◇森林保全巡視指導員及び森林保全推進員によって、森林に係る各種被害防止や廃棄物の不法投棄などの早期発見に努めます。

工 数値目標

指 標 (★重要指標)		現状値	目標値(仮)
6-1	★民有林治山事業施工面積 (ha) ※10年間累計	556	600
6-2	★民有人工林の間伐等森林整備面積 (ha/年)	1,990	3,100
6-3	★民有人工林の整備率 (%)	41※2	50
6-4	山地災害危険地区における保安林指定面積 (ha)	800	2,500
6-5	野生獣類による林業被害 (百万円/年)	222	現状値の2割減

※1 令和元年度暫定値

※2 平成30年度実績値

(2) 災害への適応力向上（7つの施策の柱）

ア 現状と課題

- ◇県民意識アンケート（令和元年度）における、県民生活に関連する8つの分野、37項目に関する重要度・満足度において「自然災害に対する備え」重要度8位、満足度8位となっており、県民意識の高さがうかがえます。
- ◇地球温暖化の影響に伴い集中豪雨が増加する傾向にあり、自然災害が激甚化、頻発化するリスクが高まることが予測されます。
- ◇台風などの影響による風倒木の発生により、送電線や道路など、インフラ施設が被害を受け、通行止めや停電が長期かつ広域にわたり発生するなど、県民の安全・安心な生活に影響を及ぼす懸念があります。
- ◇木材価格の低迷や不在村所有者の増加により、適正に経営管理されていない森林が増加しています。

イ 将来ビジョンと取組の方向性

【将来ビジョン】

- ◇住民や市町村、施設管理企業との連携、情報共有により、災害発生時の早期復旧体制が構築されています。
- ◇インフラ施設周辺における森林が適正に整備され、台風等による倒木被害が減少しています。
- ◇ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策が構築されています。

【取組の方向性】

- ◇市町村、関係企業等の関係者間の調整を図り、台風による被害発生時の早期復旧体制の構築を推進します。
- ◇インフラ施設周辺森林の整備状況を把握し、台風による災害発生の危険性の高い森林の事前伐採等の整備を進めます。
- ◇山地災害危険地区の周知により、防災意識の醸成を図ります。

ウ 具体的施策《重点取組》

新たな森林管理手法の構築

（災害発生時の早期復旧体制の構築）

- ◇インフラ施設周辺での森林災害箇所での早期復旧を図るため、市町村、森林組合及び施設管理者等と災害復旧に関する協定を締結します。

インフラ施設周辺森林の整備

（送電線等の周囲森林の事前伐採）

- ◇台風など自然災害に伴う設備被害の未然防止につなげるため、送配電線や鉄道、道路などの重要インフラ施設周辺における森林整備の

推進を図ります。

県民防災意識向上

(山地災害危険地区の周知)

- ◇災害が発生するおそれが高いと考えられる地区(山地災害危険地区)を随時見直すとともに、位置情報の周知を図ります。
- ◇自然災害の猛威は施設整備だけでは不十分であるため、「自らの命は自らが守る」といったの防災意識の醸成を図り、ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策を強力かつ集中的に推進します。

Ⅰ 数値目標

指 標 (★重要指標)		現状値	目標値(仮)
7-1	市町村、管理企業との協定等による取組市町村数	—	35
7-2	インフラ施設周辺森林整備箇所数	—	(検討中)

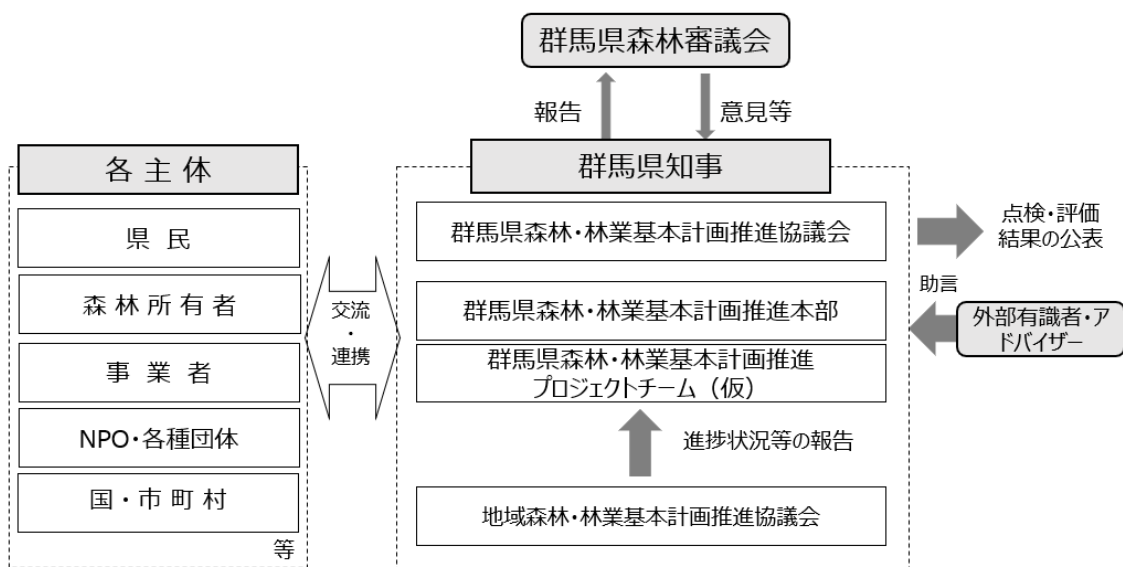
第2章 進行管理

1 計画の推進体制

先人たちが築きあげてきた本県の豊かな森林資源を循環利用することにより、持続可能な森林経営を確立し、自立した林業・木材産業によって森林資源と資金が好循環している自立分散型社会の実現を目指すという目標に向けて、この計画を実効性あるものにするためには、県をはじめとした県内の森林・林業関係者が、厳しい現状認識を共有したうえで、それぞれが責任を持って行動し、一致団結して取組を推進していくことが必要です。

このため、森林・林業・木材・特用林産関連産業等の関連団体、県、市町村等からなる群馬県森林・林業基本計画推進協議会を県及び各地域に設置し、施策の評価・点検・改善を行います。

また、常に幅広い知見や視点による改革を進めるため、新たに設置する外部アドバイザーからの助言を踏まえて、官民共創によって本計画を推進します。



2 計画の管理・公表

(1) 進行管理

本計画については、年度ごとに計画指標等を用いて施策の進行状況を管理します。

(2) 点検・評価

「群馬県森林・林業基本計画推進協議会」において、毎年度、施策の点検・評価を行った上で、森林審議会へ報告します。

(3) 公表

施策の点検・評価結果については、県ホームページ、各種広報手段等により毎年度公表します。

(4) 改善

評価結果や群馬県森林審議会からの意見に基づき、施策や評価指標の見直しを適宜行うとともに、計画の前提となっている事項や社会経済情勢等の大きな変化があった場合には、必要に応じ、計画内容についても見直しを行います。

なお、計画策定から5年が経過する2025年度には、全面的な見直しを行います。